

【資料10】 自動車運送事業のための「働きやすい職場 認証制度」について

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

<認証の審査要件>

中小事業者による申請を容易にし、取り組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令順守
- ② 労働時間
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な働き方

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、「1つ星」認証を取得可能に。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「2つ星」、「3つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

<申請者>

バス(乗合、貸切)事業者
タクシー事業者
トラック事業者

※ 原則 法人単位(都道府県単位での申請も可能)

<申請方法>

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会 (CLASS NK) が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
- ※ インターネットによる電子申請も可
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

<料金(予定)>

認証手数料: 5万円/1申請あたり

(インターネットにより電子申請の場合、3万円に割引)

登録手数料: 6万円/1申請あたり

<申請受付期間(予定)>

令和2年9月16日～12月25日

- ※ 令和3年1月以降、審査結果を申請者に通知。
- ※ 令和3年5月20日に日本海事協会のHPで公表

<認証結果等の活用(予定)>

ハローワークにおける求人票への記載や認証事業者の優先紹介を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

働きやすい職場認証制度

働き方改革に積極的に取り組む事業者を「見える化」

「働きやすい職場認証制度」始まる

—2020年度の認証申請受付中です—

「働きやすい職場認証制度」は、自動車運送事業者（トラック・バス・タクシー事業）の運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価・認証する制度です。

国の「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画（平成30年5月30日決定）」を受けて、自動車運送事業の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として創設されました。

認証は一つ星から三つ星まで3段階



※この星及び三つ星のロゴマークの色については変更となる場合がございます。

制度導入の目的

- 職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進します。
- 自動車運送事業者の改善への取組みを促し、より働きやすい労働条件・労働環境を実現します。

「認証取得のメリット」

- HPで公表され、交付される認証マークを車両等に表示することで、優良な職場環境の企業であることを求職者はもちろんそのご家族も含め社会に対して中立的・客観的にアピールできます。
- 取引先である荷主や旅行者等に、自社の労働条件や労働環境の状況を中立的・客観的に示すことができ、取引先からの信頼性が向上します。
- 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を行うことを検討しております。また、求人エージェントと連携し、本制度や優良取組みを広く発信する予定です。

※裏面に2020年度申請の申請内容を実施しています。

（令和2年10月1日現在）

働きやすい職場認証制度申請状況

R2.12.9現在

運輸局	トラック事業者数	申請事業者数	申請率
北海道運輸局	3,355	49	1.5%
東北運輸局	4,257	57	1.3%
関東運輸局	18,078	288	1.6%
北陸信越運輸局	2,687	32	1.2%
中部運輸局	6,740	217	3.2%
近畿運輸局	9,244	148	1.6%
中国運輸局	3,961	34	0.9%
四国運輸局	2,131	29	1.4%
九州運輸局	5,712	75	1.3%
沖縄総合事務局	825	0	0.0%
合計	56,990	929	1.6%

※トラック事業者数は、霊柩、特定、貨物軽自動車運送事業者を除く。(H31.3.31現在)

支局	トラック事業者数	申請事業者数	申請率
大阪	4,402	79	1.8%
京都	974	10	1.0%
奈良	597	12	2.0%
滋賀	503	9	1.8%
和歌山	558	8	1.4%
兵庫陸運部	2,210	30	1.4%
合計	9,244	148	1.6%

※トラック事業者数は、霊柩、特定、貨物軽自動車運送事業者を除く。(H31.3.31現在)